

前漢前期における高祖系列侯の衰退

——高祖系列侯の紹封・復封・將軍職任用より見た——

邊 見 統

一 序章

列侯とは漢代二十等爵制の最上位の爵位である。筆者はこれまで前漢初期の列侯について検討を行ってきた。前漢初期の列侯の多くは高祖功臣である。筆者の考察によれば、列侯は長安にあるかぎり、無官であっても定期的に皇帝に朝見する権利を有し、この定期的な朝見の権利が列侯たちの政治的発言力の確保に大きな役割を果たしたと考えられる⁽¹⁾。高祖功臣が漢初の政治に果たした役割および彼らの盛衰については多くの研究がある。それによれば、高祖功臣は皇帝権力を制約しうる勢力を有した⁽²⁾。右に述べた列侯の政治的発言力を考えれば、列侯に封建された者たちこそが高祖功臣勢力の中心にあったと言える。

このように大きな政治的影響力を有した列侯に対して、皇帝権力は彼らを懐柔し、また自らに近い人物を列侯に封建するなどして、政治的主導権の獲得に努めた。たとえば、呂后は高后二年（前一八

六）、高祖期の功績を念頭に列侯の序列である「高祖系列侯位次」を制定し、文帝は即位後、高祖系列侯位次を改定した。呂后による高祖系列侯位次の制定と、文帝による高祖系列侯位次の改定は、高祖功臣を中心とする列侯を懐柔して彼らの支持を獲得する意図を有した⁽³⁾。また、呂后は高后元年（前一八七）もしくは高后二年に張家山漢簡「二年律令」具律八五簡所見の規定を制定し、呂氏を皇帝劉氏になぞらえるとともに、諸侯王・列侯を関内侯以下の爵位の者と区別し、諸侯王・列侯の支持獲得を図った⁽⁴⁾。さらに呂后は呂氏集団に属する人物や要職にある人物を列侯に封建することで、自らの権力基盤の確立を図り、困難な政局の克服に努めた⁽⁵⁾。

右のごとく大きな勢力を有した高祖系列侯および彼らを中心とする高祖功臣であるが、先行研究の指摘によれば彼らは次第に勢力を失い、政治の中枢から排除され、武帝末年までに高祖系列侯がすべて絶えることとなった。ただし、皇帝権力も彼らを単純に排除していったのではない。すなわち、国除された列侯の一族に列侯爵を与

える紹封や、国除された当人に再び列侯爵を与える復封を行い、恩恵を賜与することで自らの支持者の獲得を図ったのである。また、これまでの高祖功臣の盛衰についての議論は、三公九卿や郡国の守相の任用事例に基づくものである。しかし、筆者の検討によれば、將軍職への任用にも高祖系列侯の衰退を見出すことができる。すなわち、高祖系列侯は將軍職からも排除されていたのである。後述のごとく、列侯は武官に連なるものと認識されていた。ゆえに將軍職からの排除は、高祖系列侯の衰退を如実に示すとと言える。

本稿では、まず高祖系列侯の減少の過程を確認する。その後、景帝期に行われた列侯の紹封・復封や高祖系列侯の將軍職からの排除について検討し、高祖系列侯の衰退の背景を考察する。⁽⁷⁾

二 高祖系列侯の紹封・復封

(一) 高祖系列侯の減少過程

高祖系列侯は、高后二年に制定され、文帝即位後に改定された高祖系列侯位次の対象とされた列侯である。高祖系列侯の数の変遷をまとめると表一ならびに図のようになる。これらをもとに高祖系列侯の数の変化を見ると、高祖末年から高后期までは多少の増減はあるものの、大きな変化はない。しかし文帝期に入ってから高祖系列侯の減少が始まり、時期が降るにつれて減少幅が増大し、武帝末年すなわち後元二年(前八七)にはすべての高祖系列侯が断絶したことが分かる。⁽⁸⁾

文帝期以降の高祖系列侯の減少傾向は、高祖系列侯を中核とする高祖功臣の勢力の衰退と軌を同じくする。李開元氏は、「軍功受益

階層」は高祖期から文帝期にかけて漢帝国の政治を掌握したが、文帝期から地方政治における主導権の喪失が始まり、景帝期には中央政治の支配をも失った、と述べている。⁽⁹⁾つまり、高祖と強いつながりを持つ高祖系列侯の減少は高祖功臣の勢力衰退を明瞭に示しているのである。

ところで図に明らかなように、文帝期以降も高祖系列侯は単純に減少を続けたのではなく、増減を繰り返している。減少幅の大きい景帝期にすら増加した時期が存在する。これはすでに国除された列侯やその一族に対して紹封や復封の措置がとられ、列侯の爵位が再び賜与されたためである。紹封や復封は高祖系列侯の減少傾向から見れば、特異な事例と言える。武帝期以前に行われた列侯に対する紹封・復封の事例をまとめたのが、表二・表三である。⁽¹⁰⁾両表を見ると、武帝期以前には少なからぬ紹封・復封の事例が見られる。そこで次節では紹封や復封の事例を確認したい。

(二) 高祖系列侯の紹封・復封

① 紹封

紹封とは、すでに国除された諸侯王や列侯の一族が皇帝の恩恵によって例外的に爵位を継承するものである。⁽¹¹⁾諸侯王・列侯の紹封の事例は、史料上にはしばしば「紹封」と明示される。たとえば『漢書』卷一六高惠高后文功臣表酈侯蕭何条に「五年、侯則以何孫遺弟紹封。」(傍点、筆者)と見える。『説文解字』卷一四糸部に「紹、繼也。」とあり、これによれば史料上に見られる「紹封」は「封を紹ぐ」と訓じることができる。よって「紹封」は、爵位や封土の継

図 高祖系列侯数の変遷

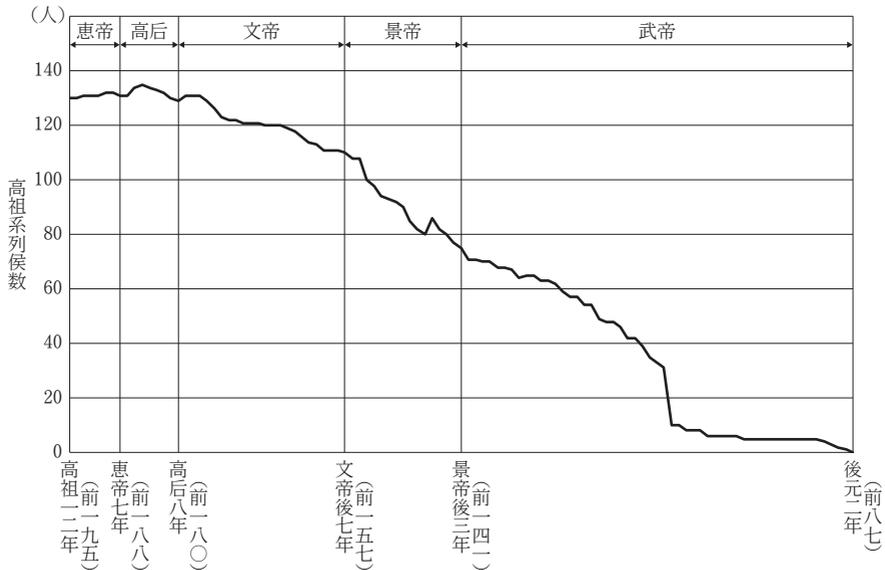


表1 高祖12年から後元2年における高祖系列侯数の変遷

	高祖12年 (前195)	恵帝7年 (前188)	高后8年 (前180)	文帝後7年 (前157)	景帝後3年 (前141)	後元2年 (前87)
高祖系列侯	130	131	129	110	75	0
増減数	+1	-2	-19	-35	-75	
増減率	+0.8%	+1.5%	-14.7%	-31.8%	-100%	

承を示す語と解されるが、史料上の用法による限り、爵位や封土の継承一般を指すものではなく、右に述べたように国除された諸侯王・列侯の一族による例外的な爵位継承を指す。

このような紹封に対して、父たる諸侯王・列侯の死にもなつて嗣子が継承する場合には、「嗣」と記される。たとえば、『漢書』高恵高后文功臣表酈侯蕭何条に「孝惠三年、哀侯祿嗣。」(傍点、筆者)と見える(哀侯祿とは蕭何の子蕭祿であり、蕭祿は恵帝二年(前一九三)の蕭何の死にもなつて酈侯を継承した)。以上のように、「嗣」と「紹封」とはともに爵位の継承を示す語でありながら、明確に区別されて用いられている。

ただし「嗣」や「紹封」の語が用いられない例も多く存在する。たとえば『史記』卷一八高祖功臣年表では「嗣」が用いられることは稀であり、「紹封」の使用は見られない。右に挙げた蕭祿による酈侯継承は同表に「(恵帝)三年、哀侯祿元年。」とあり、蕭則による紹封も「(文帝)後五年、侯則元年。」と記されている。よって、史料上の記載を見ただけでは、嗣子による爵位継承と紹封

表 2 武帝期以前の紹封

No	紹封者		紹封時期		始封者		始封時期		位次	国際者		国際時期	国際理由
	封号	姓名	封号	姓名	封号	姓名	封号	姓名		封号	姓名		
1	胡陵侯	呂祿	高后元年 (前187)	建成侯	呂釈之	高祖6年 (前201)	正月丙戌	—	建成侯	呂則	惠帝7年 (前188)	諸呂の乱	
2	鄠侯	某同	高后2年 (前186)	鄠侯	蕭何	高祖6年 (前201)	正月丙午	1	鄠侯	蕭祿	高后元年 (前187)	無後	
3	舞陽侯	樊市人	文帝元年 (前179)	舞陽侯	樊噲	高祖6年 (前201)	正月丙午	5	舞陽侯	樊沆	高后8年 (前180)	諸呂の乱	
4	煮棗侯	革武	文帝2年 (前178)	煮棗侯	革赤	高祖12年 (前196)	6月壬辰	75	煮棗侯	革赤	惠帝7年 (前188)	嗣子有罪	
5	脩侯	周亜夫	文帝後3年 (前161)	絳侯	周勃	高祖6年 (前201)	正月丙午	4	絳侯	周勝之	文帝後2年 (前162)	有罪	
6	鄠侯	蕭則	文帝後5年 (前159)	鄠侯	蕭何	高祖6年 (前201)	正月丙午	1	鄠侯	蕭遵	文帝後4年 (前160)	無後	
7	武陽侯	蕭嘉	景帝2年 (前155)	鄠侯	蕭何	高祖6年 (前201)	正月丙午	1	鄠侯	蕭則	景帝元年 (前156)	有罪	
8	鄠侯	周広	景帝中元年 (前149)	蒯成侯	周緜	高祖6年 (前201)	8月甲子	22	蒯成侯	周昌	文帝6年 (前174)	有罪	
9	繩侯	周広	景帝中元年 (前149)	高景侯	周成	高祖9年 (前198)	4月戊寅	60	高景侯	周成	文帝後5年 (前159)	謀反	
10	安陽侯	周左車	景帝中2年 (前148)	汾陰侯	周昌	高祖6年 (前201)	正月丙午	16	建平侯	周意	文帝後2年 (前162)	有罪	
11	繆侯	酈堅	景帝中3年 (前147)	曲周侯	酈商	高祖6年 (前201)	正月丙午	6	曲周侯	酈寄	景帝中2年 (前148)	有罪	
12	更侯	趙胡	景帝中5年 (前145)	深沢侯	趙將夜	高祖8年 (前199)	10月癸丑	98	深沢侯	趙循	景帝中3年 (前147)	有罪	
13	陽平侯	杜相夫	景帝中5年 (前145)	長脩侯	杜恬	高祖11年 (前196)	正月丙戌	108	長脩侯	杜喜	景帝中2年 (前148)	有罪	
14	東侯	陳東	景帝中6年 (前144)	費侯	陳賀	高祖6年 (前201)	正月丙午	31	費侯	陳偃	景帝中2年 (前148)	有罪	
15	南侯	郭延居	景帝中6年 (前144)	阿陵侯	郭亨	高祖6年 (前201)	7月庚寅	27	阿陵侯	郭勝客	景帝中3年 (前147)	有罪	
16	平曲侯	周堅	景帝後元年 (前143)	絳侯	周勃	高祖6年 (前201)	正月丙午	4	脩侯	周亜夫	景帝後元年 (前143)	有罪	
17	杜衍侯	王郭人	景帝後元年 (前143)	杜衍侯	王翳	高祖7年 (前200)	正月己酉	102	杜衍侯	王翳	景帝中6年 (前144)	有罪	
18	臨汝侯	灌賢	元光2年 (前133)	穎陰侯	灌嬰	高祖6年 (前201)	正月丙午	9	穎陰侯	灌暹	元光元年 (前134)	有罪	
19	睢陵侯	張広国	元光3年 (前132)	宣平侯	張敖	高祖9年 (前198)	4月	3	南宮侯	張生	元光2年 (前133)	有罪	
20	鄠侯	蕭慶	元狩3年 (前120)	鄠侯	蕭何	高祖6年 (前201)	正月丙午	1	武陽侯	蕭勝	元朔2年 (前127)	有罪 (坐不敬)	
21	江郟侯	靳石	元鼎5年 (前112)	汾陽侯	靳彊	高祖11年 (前196)	2月辛亥	96	汾陽侯	靳胡	建元元年 (前140)	不明	
22	菑頭侯	韓曾	後元元年 (前87)	菑頭侯	韓説	元朔5年 (前124)	4月丁未	—	案道侯	韓興	征和4年 (前89)	巫蠱の獄	

※ 「位次」は高祖系列侯位次を示し、「—」は高祖系列侯位次の対象者ではないことを示す。

※ No.2鄠侯某同・築陽侯蕭延については「史記」・「漢書」の記載に異同が見られる。本稿では某同を蕭何の父子とする『漢書』巻16高惠高后文功臣表・巻39蕭何伝に従った。また、某同が文帝元年に国際され、蕭延が鄠侯に推封されたことから、高祖系列侯としては1つの系統と扱い、まとめて記した。

※ No.13陽平侯杜相夫の紹封について、『史記』巻18高祖功臣侯年表長脩侯杜恬条は「中5年・復封、侯相夫元年。」と記す。しかしこの記事は景帝中2年の杜善国際に就けて記され、杜相夫が景帝中5年の紹封以前に国際に封建されたこととは見えない。よって、ここで「復封」と記されているが、杜相夫は復封ではなく、紹封により陽平侯となったと解するべきである。なお、『漢書』巻16高惠高后文功臣表は「孝景中5年、侯相夫紹封。」と記す。

とを区別できない場合も存在する。本稿では、「紹封」と明示され
ておらずとも、『史記』・『漢書』の各所の記載を整理することで、
国除された列侯の一族による例外的な列侯爵の継承と考えられる場
合には紹封と解した。

さて、表二に武帝期以前に行われた列侯に対する紹封事例を挙げ
た。高后元年から後元元年（前八八）まで二二件の列侯の紹封が行
われたことが分かる。このうち、胡陵侯呂祿は呂後の次兄呂釈之子
である。呂釈之は高祖六年（前二〇一）正月丙戌に建成侯に封建
され、恵帝二年に没した。子の呂則が建成侯を継承したが、恵帝七
年（前一八八）に罪により国除され、高后元年に呂祿が紹封により
胡陵侯となり、呂釈之の祭祀を継承した。また竜頷侯韓曾は、兄の
案道侯韓興が征和四年（前八九）に国除された後、後元元年に紹封
を認められて竜頷侯となった。韓興の死も韓興の父韓説の死も巫蠱
の獄に関連したものであり、『漢書』卷三三韓王信伝に「上曰く、
『游撃將軍事に死す、論坐する者無し。』と。乃ち復た興の弟増を封
じて龍頷侯と爲す。」と見えるように、韓曾の紹封は巫蠱の獄の事
後処理として行われたと考えられる。

右の二件を除く二〇件の紹封はすべて高祖系列侯を対象としてい
る。以下、この二〇件の紹封について、いくつかの点から考えたい。

まず、高祖六年正月に封建された高祖系列侯の子孫の紹封が一
件あり、高祖系列侯に対する紹封のおよそ半数を占めている。紹封
の行われた時期ごとに見ても、

高后期…一〇〇パーセント（一件中一件）

文帝期…七五パーセント（四件中三件）

景帝期…四五・五パーセント（一件中五件）
武帝期…五〇パーセント（四件中二件）
と、それぞれ大きな割合を占めている。

高祖は高祖六年二月より功臣の封侯を開始したが、功臣たちが
自らの功績を主張して争ったため、封侯は難航した。そのため、同
年二月から正月にかけて二九名が封侯されて以降、三月まで封侯
がなされなかった。つまり、高祖六年二月と正月に封侯された二
九名は、明らかに功績の大きな人物であった。よって、武帝期以前
の高祖系列侯に対する紹封においては、大きな功績を持つ列侯を対
象とする事例が多いと言える。

また、高祖系列侯位次に着目しても同様の指摘ができる。高祖系
列侯位次は一三八名を対象とするが、高祖系列侯の紹封事例二〇件
のうち、一四件が上位三分の一の位次（四六位以上）とされた者の
紹封であり、七〇パーセントを占める。時期ごとに見ても、

高后期…一〇〇パーセント（一件中一件）

文帝期…七五パーセント（四件中三件）

景帝期…六三・六パーセント（一件中七件）

武帝期…七五パーセント（四件中三件）

とそれぞれ大きな割合である。位次の低い者も含まれるとはいえ、
皇帝たちは高祖系列侯位次を尊重し、位次の上下を意識して紹封の
対象者を選定していたと言える。

右の二点、すなわち高祖六年正月に封建された列侯の紹封が多く、
また高祖期の功績を念頭に制定された高祖系列侯位次においても上
位に位置する列侯の紹封が多い点より考えれば、武帝期以前の高祖

表 3 武帝期以前の復封

No.	復封者		復封時期	始封者		始封時期	位次	国際時期	国際理由
	封号	姓名		封号	姓名				
1	赤泉侯	楊喜	高后2年(前186)	赤泉侯	楊喜	高祖7年(前200)正月己酉	103	高后元年(前187)	有罪
2	桃侯	劉襄	高后2年(前186)	桃侯	劉襄	高祖12年(前195)3月丁巳	135	高后元年(前187)	有罪
3	柏至侯	許温	高后3年(前185)	柏至侯	許温	高祖7年(前200)10月戊辰	58	高后2年(前186)	有罪
4	深沢侯	趙將夜	高后3年(前185)	深沢侯	趙將夜	高祖8年(前199)10月癸丑	98	高后2年(前186)	有罪
5	曲城侯	蠡達	文帝14年(前166)	曲城侯	蠡達	高祖6年(前201)3月庚子	18	文帝9年(前171)	有罪
6	深沢侯	趙將夜	文帝14年(前166)	深沢侯	趙將夜	高祖8年(前199)10月癸丑	98	高后4年(前184)	不明
7	張侯	彰昭	景帝3年(前154)	芒侯	彰昭	高祖6年(前201)	—	惠帝元年(前194)	有罪
8	紅侯	劉富	景帝3年(前154)	休侯	劉富	景帝元年(前156)4月乙巳	—	景帝3年(前154)	呉楚七国の乱
9	平棘侯	薛沢	景帝中5年(前145)	広平侯	薛欧	高祖6年(前201)12月甲申	15	景帝中2年(前148)	有罪
10	塞侯	陳始	景帝中5年(前145)	博陽侯	陳煥	高祖6年(前201)12月甲申	19	景帝5年(前152)	有罪(謀殺人)
11	節氏侯	董赤	景帝中5年(前145)	成侯	董渫	高祖6年(前201)正月丙午	25	景帝7年(前150)	有罪
12	垣侯	蠡捷	景帝中5年(前145)	曲城侯	蠡達	高祖6年(前201)3月庚子	18	景帝中2年(前148)	有罪
13	発婁侯	丁通	景帝中5年(前145)	宣曲侯	丁義	高祖6年(前201)7月戊戌	43	景帝5年(前152)	有罪
14	臨汝侯	楊無害	景帝中5年(前145)	赤泉侯	楊喜	高祖7年(前200)正月己酉	103	景帝中3年(前147)	有罪(詐給人贓六百)
15	案道侯	韓説	元封元年(前110)	竜領侯	韓説	元朔5年(前124)4月丁未	—	元鼎5年(前112)	有罪(酎金律)
16	葛釋侯	公孫賀	太初2年(前103)	南蒯侯	公孫賀	元朔5年(前124)4月丁未	—	元鼎5年(前112)	有罪(酎金律)

※ 「位次」は高祖系列侯位次を示し、「—」は高祖系列侯位次の対象者ではないことを示す。

系列侯の紹封の特徴は、高祖期の功績の重視である。これは呂后や文帝が高祖期の功績を念頭に高祖系列侯位次の制改定を行ったのと同様である。高祖期の功績を重視することは高祖功臣の尊重を示すことにつながるから、高祖系列侯の紹封も高祖功臣の支持獲得を目的としたと考えられる。

次に高祖系列侯の紹封の行われた時期を見ると、景帝中元年（前一四九）から景帝後元年（前一四三）に一〇件が行われていることが分かる。これは武帝期以前における高祖系列侯に対する紹封の約半数を占める。なぜこの時期に集中して行われたのであろうか。この時期には、景帝と高祖功臣の中心たる周亜夫が争っていた。そして次項に見るように、復封も多く行われている。この点については復封事例や当該期の政治状況とあわせて検討する必要がある。

② 復封

復封は紹封とは異なり、国除された当人に再び列侯爵を与えるものである。『漢書』高惠高后文功臣表広平侯薛欧条に「孝文後三年、侯澤嗣、孝景中三年、有罪、免。中五年、澤復封。」（傍点、筆者）とあるように、復封は史料上に多く「復封」と明示され、この場合、「復封」は「復た封せらる」と訓じることができる。¹⁵⁾

さて、表三によれば武帝期以前に行われた列侯に対する復封は一六件見られる。このうち高祖系列侯を対象とするものは一二件であり、全体の七五パーセントを占める。紹封と同様に復封にも高祖系列侯の割合の大きさを見出せる。また高祖系列侯ではないが、景帝三年（前一五四）に復封された張侯彰昭の父芒侯彰跖も高祖功臣で

ある。¹⁶⁾

一方で復封事例では紹封の場合と異なり、高祖六年二月から正月に封建された者や高祖系列侯位次の上位に位置する者の割合は少ない。前者については一例を見出すのみである。後者についても高祖系列侯位次の上位三分の一にあたる者は六名である。高祖系列侯一二名の半数にあたり、紹封の場合に高祖系列侯位次の上位三分の一に置かれた者が七割以上を占めたのに比べれば割合が低い。

次に復封の行われた時期に注目すると、高后期から景帝期に行われたものにはある程度の偏りを見出せる。この点を検討するため、まず各復封事例の背景を確認したいが、復封の理由が明示されている事例は少ない。わずかに四件を数えるのみである。

景帝三年に復封された張侯彰昭については、『史記』高祖功臣侯者年表に「孝景三年、昭故の芒侯を以て兵を將る太尉亞夫に従ひて吳楚を撃ちて功有り、復た侯とせらる。」¹⁷⁾とあり、吳楚七国の乱の際に従軍して功績を挙げたことが復封の理由とされている。同年に復封された紅侯劉富は、楚王劉戊の叔父にあたり、劉戊が吳楚七国の乱に加わったことにより国除された。しかし劉富がしばしば劉戊を諫めていたことが明らかとなり、劉富は復封されて紅侯となった。元封元年（前一〇〇）に復封された案道侯韓説は、対匈奴戦争において功績を挙げ、元朔五年（前一二四）に竜頤侯に封建された。その後、元鼎五年（前一一二）に酎金律に抵触して国除となるが、翌年の東越との戦いに功績を挙げたことで元封元年、案道侯とされた。¹⁸⁾ゆえに案道侯韓説の復封は軍功に基づく。次に太初二年（前一〇三）に復封された葛繹侯公孫賀は、対匈奴戦争に功績を挙げ、元

朔五年に南命侯に封建された。その後、元鼎五年に酎金律に抵触して国除されるが、太初二年に丞相に任じられたことにより葛繹侯とされた。⁽¹⁹⁾

以上の四件は復封の理由が確認できる。しかし他の一二件はどのような理由で復封されたのか詳らかではない。この一二件の復封の時期に着目すると、高后二年～高后三年(前一八五)・文帝一四年(前一二六)・景帝中五年(前一四五)の三つの時期に行われたことが分かる。以下、それぞれの時期に復封が行われた背景を検討したい。

まず、高后二年から高后三年にかけて行われた四件は、呂氏政権の権力基盤確立策と関連すると考えられる。高后元年、呂后は呂氏集団を諸侯王や列侯に封建したが、それによって政局が不安定化したと考えられる。そして上述のように高后元年から高后二年にかけて張家山漢簡「二年律令」具律八五簡所見の規定や高祖系列侯位次が制定され、呂氏政権によって列侯の懐柔が図られた。

右のような不安定な政治状況のなかで、呂氏政権は高祖系列侯を復封することで高祖功臣の懐柔を図ったと考えられる。さらに高后二年から高后三年に復封された四名はいずれも復封の前年に国除されている。これは当該期における呂氏政権と高祖功臣の緊張関係を反映したのと言えよう。附言するならば、深沢侯趙将夜は、高后二年に国除となり、高后三年に復封されるも、高后四年(前一八四)には再び国除となっている。高后四年には少帝恭の廢位が行われており、依然として不安定な状況は継続していた。無論、すべては当該期の政治状況からの推測にすぎない。しかし、『史記』・『漢

書』の列侯表によれば、嗣子不在や諸侯王へ封建されることよって国が除かれた事例を除き、高后元年から高后四年にかけて合計一〇件の列侯の国除が行われている。これを考慮すれば、当該期には呂氏政権と高祖功臣の間で激しい勢力争いがあり、その結果として短期間に多くの列侯の国除と復封が行われたと解される。

次に文帝一四年の二件の復封は、匈奴による漢帝国への大規模な侵攻と関係すると推測される。文帝一四年の匈奴侵攻は漢帝国に大きな脅威を与え、匈奴の斥候は都長安に程近い甘泉宮にまで至った。漢朝は多くの列侯を將軍に任命して匈奴の侵攻に対処したが、すでに列侯爵を失っていた蠡捷や趙将夜も從軍したと推測される。実際に高后四年に国除とされた趙将夜は文帝三年(前一七七)の濟北王劉興居の謀反に際しても將軍として從軍している。⁽²⁰⁾文帝一四年の蠡捷や趙将夜の復封もその理由を示す史料はないから推測に過ぎないが、匈奴の大規模な侵攻を念頭にすれば、この復封は対匈奴戦の從軍に対する褒賞であると考えられる。

最後に景帝中五年に行われた六件の復封であるが、これも史料上にその理由を明示した記事は見られない。しかしこの時期には上述のように景帝と周亜夫が争い、また紹封も多く行われた。よって、景帝中五年に行われた六件の復封も、高后期の復封と同じく当該期の皇帝権力と高祖功臣との政争の過程で行われたと推測される。この点については次章に詳しく検討したい。

三 周亜夫の失脚と高祖系列侯の紹封・復封

前章に見たように、景帝中元年から景帝後元年には高祖系列侯の

紹封・復封が多く行われた。そしてこの時期には、景帝と高祖功臣の中心である周亜夫の政争が繰り広げられた。本章ではこの政争と高祖系列侯の紹封・復封の関係を検討する。そのためにまず周亜夫の出自や経歴を確認することから始めたい。

(一) 景帝と周亜夫の政争

① 周亜夫の出自および経歴

周亜夫は高祖功臣の絳侯周勃の子である。周勃・周亜夫父子の出自や経歴については、『史記』巻一八高祖功臣侯者年表・巻五七絳侯周勃世家や『漢書』巻一六高惠高后文功臣表・巻四〇周勃伝から確認できる。

周勃は高祖期からたびたび太尉に任じられ、高后八年（前一八〇）の諸呂の乱に際して大きな働きをし、文帝即位後に右丞相に任じられた。その後、一度は右丞相の職を辞するも文帝二年（前一七八）十一月には再び丞相に任じられた。このように周勃は高祖期から文帝初期の漢朝政治において高祖功臣の中心として活躍した。しかし文帝との政争に敗れ、文帝三年一月の第二回列侯就国令に際して丞相を罷免されて就国を命じられ、中央政界からの退場を余儀なくされた。周勃は文帝一年（前一六九）に没し、子の周勝之が絳侯を継承した。周勝之は文帝後二年（前一六二）に罪により国除とされた。

周亜夫は文帝期に河内守に任じられ、文帝後二年に兄周勝之が国除となると、文帝後三年（前一六一）に紹封により脩侯とされた。その後、文帝後六年（前一五八）に匈奴が侵攻した際、周亜夫は将

軍として従軍し、文帝にその資質を評価されて中尉に任じられた。文帝は死の直前に皇太子劉啓（景帝）に対して変事があれば周亜夫に兵権を委ねるよう述べ、文帝後七年（前一五七）に文帝が没した際には車騎將軍に任じられた。このように周亜夫は文帝の信任の厚い人物であった。

そして景帝三年に呉楚七国の乱が起こると、周亜夫は景帝から太尉に任じられて反乱の鎮圧に活躍した。その後も太尉の職にあり、景帝七年（前一五〇）二月には丞相に任じられた。『史記』絳侯周勃世家や『漢書』周勃伝附周亜夫伝には、周亜夫の丞相就任に続けて、景帝が周亜夫を重んじていたことが述べられている。しかしこの景帝七年二月の丞相就任の前後より、景帝と周亜夫の間には対立が生じていた。次にこの対立の過程を確認したい。

② 景帝と周亜夫の対立

上述のように周亜夫は景帝三年の呉楚七国の乱に際して太尉に任じられ、乱後も太尉の職にあった。太尉は軍事の最高職であり、常置の官ではない。周亜夫が乱後もこの職にあったのは彼の権勢のためであろう。すなわち、この時期には周亜夫は高祖功臣の中心的な位置にあったと考えられる。

さて、呉楚七国の乱前後の景帝と周亜夫の関係は史料上には見えない。しかし景帝七年の栗太子劉栄の廃位に際して、景帝と周亜夫は対立した。

劉栄は栗姫の子であり、景帝の長子にあたり、景帝四年（前一五三）四月己巳に皇太子に立てられた。しかしその後、母の栗姫が景

帝の姉長公主嫖の怒りを買ひ、長公主嫖が景帝に栗姫を誅つたことにより、栗姫は景帝の寵愛を失ひ、劉栄は皇太子より廢されることとなった。劉栄の廢太子は景帝七年冬もしくは正月に行われた。⁽²¹⁾このときの周亜夫については『史記』絳侯周勃世家に、

景帝栗太子を廢せんと欲し、丞相固く之を争ふも、得ず。景帝此に由り之を疏んず。而して梁孝王朝する毎に、常に太后と條侯の短を言ふ。⁽²²⁾

と見える。これによれば、周亜夫は廢太子に強く反対し、そのために景帝に疎まれた。さらにその後、⁽²³⁾景帝の母竇太后と景帝の弟梁王劉武によって景帝に対して讒言された。劉栄の廢太子以前については不明であるが、少なくとも景帝七年の廢太子以降、景帝と周亜夫の關係は緊張したものとなったと言えよう。廢太子の後に行われた周亜夫の丞相任命は昇進とも言えるが、一方で太尉の職を解かれることで兵権を奪われたと解することもできる。ただし、両者の關係がただちに抜き差しならぬものとなったとまでは言えない。すなわち『史記』絳侯周勃世家には、

五歳、遷りて丞相と爲り、景帝甚だ之を重んず。⁽²⁴⁾

とあり、さらに後述するように景帝は王信封侯の是非を周亜夫に問うているのである。

しかしながら両者の対立はその後も続くこととなる。『史記』絳侯周勃世家は劉栄の廢太子に続けて、王信の封侯を巡る問題を記す。

竇太后曰く、「皇后の兄王信侯とすべきなり。」と。景帝譲りて曰く、「始め南皮・章武侯先帝侯とせず、臣即位するに及びて乃ち之を侯とす。信未だ封せらるるを得ざるなり。」と。竇太

后曰く、「人主各々時を以て行ふのみ。竇長君在りし時より、竟に侯とせらるるを得ず、死後乃ち其の子彭祖顧みられて侯とせらるるを得。吾甚だ之を恨む。帝趣やかに信を侯とせよ。」と。景帝曰く、「請ふ丞相と之を議るを得ん。」と。丞相之を議

り、亞夫曰く、「高皇帝の約に『劉氏に非ざれば王とするを得ず、功有るに非ざれば侯とするを得ず。約の如くならざれば、天下共に之を撃て』と。今信皇后の兄と雖も、功無し、之を侯とするは、約に非ざるなり。」と。景帝默然として止む。⁽²⁵⁾

この問題は、竇太后が王皇后の兄王信の封侯を景帝に求めたことに始まる。景帝は竇太后の強い求めを受けて周亜夫に諮るが、周亜夫が「白馬の盟」を挙げて反対したため、封侯を断念した。

白馬の盟は、高祖と列侯が取り交わした盟約であり、功績のない者を列侯に封建することを禁止している。⁽²⁶⁾そしてこの盟は恵帝以後の皇帝と高祖期の列侯の爵位継承者をも当事者として彼らを拘束し、またこの盟に基づく主張を認めた。ただし、白馬の盟はあくまで盟約であり、功績のない者の封侯を常に禁止するものではない。たとえば高后期には呂后によって功績のない呂氏一族が列侯に封建されている。つまりは皇帝と高祖期に封建された列侯やその子孫の政治的關係が白馬の盟の有効性を左右したのである。

さて、王信封侯の問題に戻ろう。王皇后の兄王信については史料上に功績を挙げたことは見えない。実際に封侯されるほどの功績はなかったであろう。ゆえに周亜夫は白馬の盟を挙げて封侯に反対し、景帝はそれを受け入れざるをえなかったのである。そして景帝が白馬の盟に従って王信の封侯を断念したことから、この時点では

景帝は周亜夫ら列侯の勢力を無視できず、周亜夫を中心とする高祖功臣勢力がいまだ一定の政治的影響力を有していたことが分かる。

その後、両者は景帝中三年（前一四七）、匈奴降者の封侯を巡って対立した。これについて『史記』絳侯周勃世家には次のように見える。

其の後匈奴王唯徐盧等五人降り、景帝之を侯として以て後を勸めんと欲す。丞相亞夫曰く、「彼其の主に背きて陛下に降る、陛下之を侯とすれば、則ち何を以てか人臣の節を守らざる者を責めん。」と。景帝曰く、「丞相の議用ふべからず。」と。乃ち悉く唯徐盧等を封じて列侯と爲す。亞夫因りて病を謝す。景帝中三年、病を以て相を免ぜらる。⁽²⁷⁾

これによれば、景帝は匈奴からの降者を列侯に封建しようとしたが、周亜夫は彼らが匈奴単于に背いて漢に降ったことを挙げて反対した。しかし景帝は封侯を強行し、周亜夫は病気を理由に丞相を罷免された。

先に見た王信封侯を巡る景帝と周亜夫の対立では、景帝は周亜夫の反対によって封侯を断念した。しかし景帝中三年の匈奴降者の封侯は周亜夫の反対を受けながらも実行された。右に挙げた『史記』絳侯周勃世家によると、周亜夫は前者の場合には白馬の盟を理由として挙げたが、後者の場合は匈奴降者が節を守らない様を挙げた。

しかしながら、景帝中三年の匈奴降者封侯の際にも周亜夫は白馬の盟を理由として反対していた。『漢書』巻一七景武昭宣元成功臣表序には、「故に孝景に至りて始めて降者を侯とせんと欲し、丞相周亜夫約を守りて争ふ。」⁽²⁸⁾と見える。ここでは周亜夫は「約を守り

て争」っており、この「約」とは白馬の盟を指すと考えられる。そして白馬の盟は功績のない者の封侯を制限していた。

ここで高祖期における投降者の処遇を見たい。楯身智志氏は、楚漢戦争期には軍勢・民衆を率いて投降した者には、「卿」に相当する爵位が与えられたとするが、卿は左庶長（第一〇級）から大庶長（第一八級）にあたる。⁽²⁹⁾つまり楯身氏の考察によれば、楚漢戦争期には漢への投降の功績は列侯への封建にあたるものではなかった。

次に漢帝国成立後の論功行賞について考えたい。高祖期に封建された列侯のうち、投降のみを功績として封建されたと考えうるのは平臯侯劉它と新陽侯呂青のみである。つまり高祖期には一三七名の列侯が封建されたが、投降を功績として封建されたのはわずかに二名にすぎない。よって、漢帝国成立後の論功行賞においても投降によって列侯に封建されることは一般的ではなかったと言える。

右の点より、高祖と列侯の間で交わされた白馬の盟のもとでは、匈奴降者は功績の点から列侯に封建されなかつたと推測される。この推測を是とするならば、周亜夫は初め白馬の盟を根拠に匈奴降者の封侯に反対したが、景帝に封侯を断念させることができなかつたために、彼らが節に反した点を挙げて反対したと言えよう。

そして景帝が周亜夫の反対にもかかわらず匈奴降者の封侯を実現したことにより、降者の封侯がその後も認められることとなった。『漢書』景武昭宣元成功臣表序に「帝其の議を黜け、初めて封賞の科を開く。」⁽³¹⁾とあるのは、これを示している。さらにこのことは白馬の盟が効力を失ったことを意味する。先に述べたように、高祖功臣の中心は列侯であり、列侯は時として白馬の盟に基づいて皇帝権

力に対抗した。この白馬の盟が効力を失ったということは、列侯を中心とした高祖功臣の勢力喪失を意味する。それではなぜ、高祖功臣は勢力を失ったのであろうか。次に高祖功臣衰退の背景を高祖系列侯の紹封・復封から考えたい。

(二) 景帝中元年から景帝後元年の高祖系列侯の紹封・復封

先述のように景帝中元年から景帝後元年には紹封一〇件、復封六件が行われた。この時期は景帝と周亜夫が対立していた時期にあたり、さらに景帝後元年には周亜夫が罪を問われて獄死した。この時期にこれほど多くの紹封・復封が行われたのはなぜであろうか。

景帝と周亜夫の対立とあわせて考えれば、この紹封と復封は景帝が権力基盤を確立し、周亜夫を失脚させるために行われたと言える。すなわち、景帝は景帝中元年から景帝後元年にかけて紹封・復封を行うことにより、自らを支持する列侯を増したのである。すでに述べたように列侯は無官であつても一定の政治的発言力を有し、しかも当該期に紹封・復封された列侯はすべて高祖期に封建された列侯——白馬の盟の当事者——の子孫である。つまり景帝は自らの支持者を紹封・復封により列侯とし、もしくは紹封・復封という皇帝の恩恵を与えることにより、その対象者を自らの支持者とした。そして彼らの政治的発言力を利用することで周亜夫に対抗しようとしたと推測される。白馬の盟の当事者のうちに支持者を増加させることで、白馬の盟に違反する封侯を実現させたのである。牧野翼氏は紹封について「例外的・恩恵的」なものであるとしたが、³²⁾景帝はまさに紹封のその意味を利用したのである。

ところで楯身智志氏は景帝期の紹封・復封について、景帝七年の栗太子劉栄の廢太子と劉徹(武帝)の立太子に関係すると述べる。³³⁾すなわち、当時においては皇帝・諸侯王・列侯がその地位を子孫へ継承させていくことが「天下之大義」と考えられており、景帝が劉栄を皇太子より廢し、膠東王であつた劉徹を皇太子に立てることで膠東王国を断絶させることは、「天下之大義」に違反する行為であつた。そして景帝は紹封・復封によって断絶した列侯の家を存続させることで、劉徹立太子を正当化し、賛同を得ようとした、と解している。この解釈は成帝期の劉欣(哀帝)の立太子や平帝期の王莽による平帝の帝位継承の正当化と関連づけて述べられている。楯身氏の考察のうち、成帝期や平帝期に関するものは本稿の課題ではないため措くとして、景帝期に行われた列侯の紹封・復封ははたして氏の述べるように「天下之大義」に基づくのであろうか。

筆者は、景帝期における列侯の紹封・復封は「天下之大義」という象徴的な意味ではなく、先述のような具体的な政争のため、すなわち景帝が周亜夫との政争において自らの支持者を増やすために行ったと考える。李開元氏は、景帝中三年の匈奴降者の封侯に際して、周亜夫は「軍功受益階層」を背景として景帝と争うことができず、個人の政治力によって景帝に対抗したと述べる。³⁴⁾周亜夫が個人の政治力によって景帝に対抗したという李氏の見解は首肯できる。しかし氏は軍功受益階層の勢力を背景とできなかった理由を軍功受益階層の勢力衰退に求めるが、そののみならず高祖系列侯の周亜夫からの離反を挙げることができよう。白馬の盟は法令の類ではなく、高祖と列侯が交わした盟約である。高后期の呂氏の諸侯王・列侯への

封建のように、白馬の盟に違反した異姓の諸侯王や功績のない列侯の封建が容認される場合もあった。景帝は紹封・復封により高祖系列侯のうちに支持者を増やし、彼らを周亜夫から離反させ、白馬の盟に違反する封侯を実現したのである。

そもそも楯身氏は「天下之大義」の尊重を示すために景帝が列侯の紹封・復封を行ったとするが、景帝はこの時期に多くの列侯を国除としていた。劉栄の廃太子と劉徹立太子による膠東王国断絶が「天下之大義」に反し、それへの不満を抑えるために列侯の紹封・復封を行ったというのであれば、そもそも列侯の国除が控えられそうなものである。しかも景帝中元年から景帝後元年に紹封・復封された列侯のうち、周亜夫の国除後に紹封を許された平曲侯周堅を除いても、紹封の六名と復封の四名は劉栄廃太子が行われた景帝七年から景帝中六年（前一四四）にかけて国除され、その後紹封・復封されている。つまり景帝と周亜夫の政争が激化した後に、景帝は多くの列侯を国除とし、また紹封・復封を行ったのである。これは紹封によって自らを支持する者に高祖系列侯の爵位を継承させ、また列侯爵を再び賜与する恩恵を与えることで自らの支持者を増そうという景帝の政策である。

以上の考察から、景帝中元年から景帝後元年に行われた紹封・復封が景帝による権力拡大のための政策であり、その結果として周亜夫は権力を喪失して失脚し、白馬の盟も有名無実と化したことが明らかになってきたであろう。次に視点を転じて、將軍職任用の変化から高祖系列侯の勢力喪失を確認したい。

四 將軍職任用より見る高祖系列侯の衰退

先述のように、李開元氏は三公九卿や郡国の守相の任用から軍功受益階層の衰退を明らかにした。太尉のように軍職も含まれるが、これらは基本的に行政官である。

一方、列侯は爵位であるが、武官に連なるものとされていた。『史記』巻九九叔孫通列伝には高祖期に叔孫通の定めた儀礼が見える。

功臣列侯諸將軍軍吏次を以て西方に陳びて、東郷し、文官丞相以下東方に陳びて、西郷す。³⁶⁾

これによれば、群臣が皇帝に謁見する際、武官は西方に並んで東を向き、文官は東方に並んで西を向いたが、列侯は武官の列にあった。そもそも『史記』・『漢書』の列侯表に明らかのように、漢初の列侯には高祖に従って軍功を挙げ、それによって封建された者が多い。また『史記』巻五三蕭相国世家には、高祖が蕭何を酈侯に封建し、位次第一位とした際の功臣とのやり取りが記されている。ここからは功臣たちが軍功を重視していたことが読み取れる。さらに彼らは封建された後も高祖のもとで各地の反乱平定や匈奴との戦いに従事した。

このように高祖期には軍事を担った高祖系列侯であるが、こうした状況は高祖の死後も継続した。表四は、恵帝期から武帝期における高祖系列侯の將軍任命事例を挙げたものである。³⁸⁾

この表に挙げられた事例のうち、恵帝期に任じられた上將軍樊噲と高后期に任じられた大將軍劉沢は太尉に代わる軍事の最高職とし

表4 高祖系列侯の将軍任命事例

No.	姓名	将軍号	封号・官職	時期	備考
1	樊噲	上将軍	舞陽侯	恵帝期	
2	劉沢	大将軍	宮陵侯	高后期	
3	周竈	—	隆慮侯	高后8年(前180)	高后7年9月の南越侵攻に対して、南越を攻撃させる。
4	灌嬰	大将軍	穎陰侯	高后8年(前180)7月	斉王劉襄の出兵を受けて派遣。
5	陳武	大将軍	棘蒲侯	文帝3年(前177)7月	濟北王劉興居の反乱を受けて派遣。
	繪賀	—	祁侯		
	盧卿	—	昌侯		
	盧罷師	—	甯侯		
	趙将夜	—	—		
6	張説	—	安丘侯	文帝4年(前176)	胡を攻撃。
7	盧卿	上郡将軍	昌侯	文帝14年(前166)	匈奴の北辺侵攻を受けて派遣。
	周竈	隴西将軍	隆慮侯		
	魏遯	北地将軍	甯侯		
	周舍	衛将軍	中尉		
	張武	車騎将軍	郎中令		
	張相如	大将軍	東陽侯		
	董赤	前将軍	成侯		
	欒布	—	—		
8	勉	車騎将軍	中大夫令	文帝後6年(前158)	匈奴の北辺侵攻を受けて派遣。
	蘇意	—	楚相		
	張武	—	郎中令		
	周亜夫	—	脩侯・河内守		
	劉礼	—	宗正		
	徐悼	—	松茲侯		
9	周亜夫	車騎将軍	脩侯・中尉	文帝後7年(前157)	文帝埋葬のため。
	張武	復土将軍	郎中令		
	徐悼	将屯将軍	属国		
10	竇嬰	大将軍	—	景帝3年(前154)正月	呉楚七国の乱。
	酈寄	—	曲周侯		
	欒布	—	—		
	灌何	—	穎陰侯		
11	衛青	大将軍	長平侯	元狩4年(前119)夏	匈奴を攻撃。
	李広	前将軍	郎中令		
	公孫賀	左将軍	太僕		
	趙食其	右将軍	主爵都尉		
	曹襄	後将軍	平陽侯		

※「姓名」の網掛は高祖系列侯であることを示す。

※「将軍号」・「封号・官職」の「—」は将軍号や封号・官職が不明であることを示す。

て置かれたものと解されている⁽³⁹⁾。この他の事例は反乱や周辺民族との戦いに際して臨時に任命されたものである。

さて、表四では恵帝期や高后期の事例は少ないが、これは『史記』巻九呂太后本紀太史公曰に、

孝惠皇帝・高后の時、黎民戰國の苦しみを離るるを得、君臣俱に無爲に休息せんと欲し、故に恵帝垂拱し、高后女主にして稱制し、政は房戸を出でず、天下晏然たり。刑罰用ふることに罕に、罪人は是れ希なり。民稼穡に務め、衣食滋々殖す⁽⁴⁰⁾。

と述べられているように、当該期が比較的安定していた時代であったためであろう。

文帝期から景帝初期までは比較的多くの事例が見られるが、これは済北王劉興居の反乱や呉楚七国の乱、匈奴の侵攻など、漢朝にとって重要な事件に関連したものである。一方で景帝期半ば以降には高祖系列侯はほとんど將軍に任命されなくなる。わずかに平陽侯曹襄が武帝期の対匈奴戦争において任命されたのみである。

こうした高祖系列侯の將軍職への任用の変化は、李開元氏が指摘した三公九卿や郡国の守相への軍功受益階層の任用の変化と軌を同じくしていると言える。李氏は三公九卿や郡国の守相の任用を分析して、軍功受益階層は文帝期にはまだ政治的に重要な地位を占めていたが、その頃より衰退も始まっており、景帝期には勢力を失ったと述べるが、同様の衰退が將軍職の任用にも見出されるのである⁽⁴¹⁾。そして、列侯は武官に連なるものであったから、こうした將軍職任用の変化は、高祖系列侯の衰退を明瞭に示すものである。無論、彼らが將軍以下の軍吏にも任用されていた可能性は十分に想定でき

る。しかし前漢前期の將軍は大きな権限を持ち、それゆえに臨時にしか任命されなかった⁽⁴²⁾のであり、そうした軍事の要職からの排除は、高祖系列侯の衰退の証左となる。

それでは高祖系列侯が將軍職より排除されたことには、どのような背景が存在するのであろうか。一つには呉楚七国の乱を挙げることができる。呉楚七国の乱は呉王劉濞を中心とした諸侯王が起した反乱であり、諸侯王国の削地を進めた鼂錯の排除を名目に掲げながらも、実際には漢朝と諸侯王の争いである。反乱を起こした七国は景帝が鼂錯を処刑した後も兵を納めず、反乱を継続した。すなわち彼らの目的は景帝政權の打倒であった。この反乱に際して、周亜夫らは景帝の命令により兵を率いて七国と戦ったが、高祖系列侯のなかには七国に味方した者もいた⁽⁴³⁾。これは景帝に高祖系列侯に対する疑念を抱かせたと推測される。それまで高祖系列侯は呂氏を打倒するなど漢朝を支えてきたが、呉楚七国の乱では反乱に与した者も存在したのである。

大庭脩氏が指摘するように、前漢の將軍は大きな権限と独立性を有した⁽⁴⁴⁾。『史記』巻五七絳侯周勃世家には、周亜夫が將軍に任命された際に、文帝の慰問に際しても軍令を曲げず、文帝にその振る舞いを賞賛された逸話が見える。また呉楚七国の乱に際して周亜夫は出陣後、呉軍に攻められた梁の救援の要請に応じず、さらに梁の要請を受けた景帝からの梁救援の命令にも従わなかった。これらはまさに將軍の独立性と権限の大きさを物語るものである。すべての將軍がこのように振る舞ったのではなく、反対に周亜夫のように振る舞う者が少数であったからこそ、文帝は周亜夫を賞賛したと言える

が、このように独立性と権限を有する職に自らに反しうる者を任命することは大きな危険を伴うであろう。

さらに先に見たように呉楚七国の乱後、劉栄の廢太子や外戚・匈奴降者の封侯を巡って、景帝と高祖系列侯の周亜夫は対立した。このような政治状況のもとで景帝は、自らと対立しうる高祖系列侯を將軍に任命して兵権を与えることを避けただけではないか。このように考えれば、景帝七年に周亜夫が太尉より丞相に任命されたことは、やはり彼を尊重した結果ではなく、彼の軍事的な権限を奪う目的で行われたと解するべきである。

また、高祖系列侯の將軍職からの排除の背景には、高祖系列侯自身の変化も挙げることができる。高祖系列侯の始封者の多くは高祖とともに戦い、軍功によって列侯に封建された。つまり軍事的に多くの経験を有する者たちである。ゆえに彼らは呂氏の打倒や反乱の平定などに活躍した。しかし景帝期には始封者の多くはすでに没し、子や孫の世代になり、軍事的経験に乏しい者たちが多くなっていたと推測される。一方で呉楚七国の乱に際しては高祖功臣の子孫でない者たちが列侯に封建されるほどの功績を挙げている。⁽⁴⁵⁾ 呉楚七国の乱後、諸侯王の反乱の危険性は乱の平定によって大きく減少したであろうが、依然として匈奴が都長安へ侵攻する可能性は存在していた。⁽⁴⁶⁾ しかし高祖系列侯が世代交代した状況下では、反乱や匈奴の侵攻に際して、高祖系列侯に対してかかる軍事的貢献への期待も減少し、そうした期待は新興の軍吏層に向けられたであろう。

加えて、高祖系列侯自身も從軍を望まなくなっていた。武帝期のことではあるが、『史記』卷三〇平準書に、

齊相卜式上書して曰く、「臣主の憂ひは臣の辱なりと聞く。南越反す、臣願はくは父子齊の船に習ふ者と往きて之に死なん。」と。天子詔を下して曰く、「卜式躬ら耕牧すと雖も、以て利を爲さず、餘有れば輒ち縣官の用を助く。今天下不幸にして急有り、而して式奮ひて父子之に死せんと願ふ、未だ戦はずと雖も、義は内に形ると謂ふべし。爵関内侯・金六十斤・田十頃を賜ふ。」と。天下に布告するも、天下に應ふる莫し。列侯百を以て數ふるも、皆軍に従ひて羌・越を撃たんと求むる莫し。耐に至り、少府金を省、而して列侯の耐金に坐して侯を失ふ者百餘人。⁽⁴⁷⁾

と見える。これによれば、武帝は羌や南越の平定に際して列侯に対して從軍を求めたが、応じる列侯はいなかった。その後、耐金律によって多くの列侯が国除されることとなった。そして楯身智志氏⁽⁴⁸⁾が指摘するように、このときの列侯には多くの高祖系列侯が含まれていた。⁽⁴⁹⁾ これは元鼎五年のことと考えられるから、景帝期より時代が下る。しかし世代交代が行われるなかで、高祖系列侯の軍事的貢献への意識が低下していたことは言いうるであろう。

まとめると、景帝期には高祖系列侯に対する軍事的貢献への期待も低下し、また高祖系列侯自身の軍事的貢献への意識も希薄になり、さらに高祖系列侯に代わって軍事的な役割を担う人材も現れていたのである。呉楚七国の乱以降、高祖系列侯の將軍職への任命がほとんど見られなくなることは背景には、このような事情が存在すると考えられる。

これまで軍功受益階層の三公九卿や郡国の守相への任用減少や酷

史の登場など、主に行政の分野の分析から高祖功臣勢力の衰退が検討されてきた。しかし高祖功臣はそもそも軍功によって地位を得た者を中心としており、その中心である高祖系列侯が天下平定後も軍事的に貢献したことは史料上に散見され、列侯は武官に連なるものとされていた。つまり高祖系列侯は軍事的貢献を期待されていたのであり、彼らがその役割を喪失し、また自ら放棄したことにより、彼らは自らの存在意義を大きく損なったとともに、景帝にとっても彼らに配慮して白馬の盟に従う必要はなくなったのである。よって、景帝が白馬の盟に違反する封侯を行った背景には、⁽⁵⁰⁾ 紹封・復封によって自らを支持する高祖系列侯を増したことのほかに、白馬の盟に従ってまで高祖系列侯の軍事的貢献を期待する必要があるしなくなったことも挙げられる。

五 おわりに

本稿では前漢前期における高祖系列侯の勢力衰退を紹封・復封と將軍職の任用に着目して検討した。検討の結果を簡単にまとめるならば以下の通りである。

- ① 高祖系列侯は文帝期以降、その数を大きく減じていくが、減少の度合いは文帝期・景帝期・武帝期と降るほど大きくなっていく。しかし単純に減少していくのではなく、紹封や復封によって国除された高祖系列侯が再び置かれる場合もあった。
- ② 高祖系列侯の紹封・復封のうち、景帝中元年から景帝後元年の事例は、景帝が劉栄の廃太子や外戚・匈奴降者の封侯を巡って対立した周亜夫との政争に勝利するために行った政策で

ある。その意図は、紹封・復封によって高祖系列侯のうちに支持者を増すことにあった。

- ③ 高祖系列侯は高祖による天下平定後も反乱や匈奴の侵攻に際して、しばしば將軍に任じられ、軍事的な役割を担ったが、呉楚七国の乱以後にはその役割を失い、また高祖系列侯自身も軍事的貢献への意識が希薄になっていた。その結果、高祖系列侯は存在意義を失い、白馬の盟もその効力を喪失した。
- 筆者は前稿において、呂后が列侯の封建や様々な列侯に関連する政策を実行することで、高祖系列侯を中心とする高祖功臣の支持の獲得を図り、自らに有利な政治状況の形成に努めたことを述べた。景帝もまた高祖系列侯の紹封や復封によって自らの権力を拡大したのである。

景帝期以降、高祖系列侯が勢力を失い、政治の表舞台から姿を消したことは諸家の認めるところである。しかし彼らの政治的意義は完全に失われたのではなく、象徴的な役割は残されていた。景帝末期以降も高祖系列侯から丞相が任命され、武帝期半ばまで鄼侯蕭何の子孫の紹封が行われていた。これらは皇帝が高祖とともに天下を平定した高祖功臣の権威を必要としたために行われたのであり、高祖系列侯が自らの政治勢力によって得たものではない。『史記』巻九六張丞相列伝に

申屠嘉死せるより後、景帝の時開封侯陶青・桃侯劉舍丞相と爲る。今上の時に及び、柏至侯許昌・平棘侯薛澤・武彊侯莊青翟・高陵侯趙周等丞相と爲る。皆列侯を以て繼嗣し、媿媿廉謹なり、丞相と爲るも員を備ふるのみ、能く發明する所の功名當

世に著るる有る者無し。⁽³²⁾
とあるのはこうした事情を述べている。

しかし武帝期も半ばを過ぎると、高祖系列侯から丞相が任命されることもなく、蕭何の子孫の紹封も行われず、上述のような象徴的役割を完全を終えたがごとくであるが、宣帝期に再び彼らの権威が必要とされる。これについては別稿に述べることとしたい。

(1) 拙稿「列侯と関内侯——漢初における列侯封建の政治的意義をめぐって——」東洋文庫中国古代地域史研究編『張家山漢簡「二年律令」の研究』東洋文庫、二〇一四年三月。

(2) 漢初の高祖功臣勢力については、李開元『漢帝國の成立と劉邦集團——軍功受益階層の研究——』汲古書院、二〇〇〇年三月)や郭茵『呂太后期の権力構造——前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに——』九州大学出版会、二〇一四年三月)、榑身智志『前漢国家構造の研究』(早稲田大学出版部、二〇一六年三月)などを参照。

(3) 拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心として——」『史学雑誌』第二三編第七号、二〇一四年七月。

筆者は高祖系列侯位次の対象とされた列侯を「高祖系列侯」と称している。高祖系列侯には高祖の死後に封建された者、高祖に仕えたとは考えられない人物も含まれる。しかし別稿において検討する用意があるため詳述は控えるが、高祖系列侯は高祖と強いつながりを有するものとして前漢の政治において、その権威が重視された。ゆえに本稿では一般的に用いられる「高祖功臣列侯」(高祖功臣で列侯に封建された者)ではなく、高祖系列侯位次の対象者である「高祖系列侯」の語を用いて議論する。その際、本稿が文帝期以降の高祖系列侯について検討するものであることから、本

稿では文帝即、位後に改定された高祖系列侯位次の対象者を「高祖系列侯」と称する。

なお、高祖系列侯、すなわち高祖系列侯位次の対象とされた列侯は、拙稿「高祖系列侯位次の政治的意義——位次の制定と改定を中心として——」の表三に一覧を示している。

(4) 前掲注(1) 拙稿。

(5) 拙稿「漢初列侯封建の政治的背景——恵帝期・高后期の列侯封建についての基礎的考察——」『学習院大学文学部研究年報』六二輯、二〇一六年三月。

(6) 前掲注(2) 李書など。

(7) 本稿が主たる考察対象とする列侯の動向については「史記」・「漢書」の列侯表をはじめとして各所に記載が見られるが、相互に記載の異なる例も多い。本稿では紙幅の都合から特に必要な場合を除き、個別の検討については割愛し、筆者による検討の結果のみを示した。

(8) 本文中に述べたように、後元二年には高祖系列侯がすべて国除された状態となった。その後、宣帝地節四年(前六六)に酈侯蕭何の玄孫蕭建世が紹封により酈侯となり、高祖系列侯が再び置かれることとなった。

(9) 前掲注(2) 李書。

(10) 表二には紹封事例二二件、表三には復封事例一六件を挙げたが、このほかにも紹封もしくは復封と考えうる事例が存在する。

まず文帝二年に馮遺が高祖二年(前一九五)に没した父馮它の爵位の継承を認められ、関内侯とされた。馮遺は高祖二年に馮它在没した際には生まれておらず、文帝二年にいたって遺腹の子として爵位継承が認められた。張家山漢簡「二年律令」置後律三七六簡の規定(「死、其寡有遺腹者、須遺腹産、乃以律爲置爵・戸後。」)では遺腹の子による爵位継承が認められており、これによれば遺腹の子は出生後に爵位を継承することになる。しかし馮遺は馮它在没後一六年して爵位を継承しており、当該規定の適用を受けていない。考えられる可能性としては、①当該規定が馮它在没

した高祖一二年以降に制定され、文帝二年に馮遼に対して遡って適用された、②列侯は当該規定の適用対象とはされておらず、文帝二年に文帝による特別の恩恵として爵位継承を認められた、の二つを挙げることができる。後者の場合、馮遼による爵位継承は紹封と解しうる。また前者の場合にも当該規定の遡っての適用が例外的であった可能性も想定でき、いずれにせよ馮遼の関与侯継承が紹封である可能性は高いと言える。しかし史資料からは確認できないが、仮に文帝二年に至って当該規定の遡っての適用が広汎に認められたとすれば、馮遼による関与侯継承は、他の紹封事例とは一線を画するものとせねばならない。こうした可能性も否定できないため、本稿では馮遼の関与侯継承を紹封事例からはひとまず除外した。

また、もとの魯王張偃は文帝元年(前一七九)に南宮侯とされた。張偃は宣平侯張敖(もとの趙王)と魯元公主(高祖と呂後の娘)の子であり、魯元公主が齊の王太后であったことから高后元年四月に魯王に封建された。これは呂氏政権の権力基盤確立策の一つである。その後、張敖は高后六年(前一八二)に没したが、『史記』卷一八高祖功臣侯者年表に「薨、子偃爲魯王、國除」とあるように張偃が魯王であるために宣平侯国は除かれた。高后八年に呂氏が滅ぼされると、張偃は大臣によって魯王より廃されたが文帝元年に南宮侯とされた。これについて『史記』卷八九張耳陳余列伝には「孝文帝即位、復封故魯元王偃爲南宮侯、續張氏。」と見える。諸侯王・列侯が紹封に際して祭祀の継承も認められたとする記事は『史記』・『漢書』に散見される。右の「續張氏」を張偃による祭祀継承と解せば、一見すると、紹封により父張敖の列侯爵を継承したがごとくである。しかし、張偃が魯王であるために張敖死後に宣平侯国が除かれたことから、張氏の祭祀は魯王張偃に継承されていたと考えられる。

一方、右の『史記』張耳陳余列伝の記事に「復封」とあることから、張偃が南宮侯とされたのは復封であるとも考えられる。しかし張偃の場合は諸侯王であった者が列侯に封建された事例であり、諸侯王から列侯への降格とも解しうる。このように張偃の南宮侯封建は、表三に挙げた列侯であ

った者が再び列侯に封建されるという復封事例とは性格を異にする。よって、本稿では張偃の事例を特殊なものとして、表二・表三には挙げなかった。

ところで表二・表三に挙げた事例には、紹封や復封の後の封号が始封時の封号と異なるものが存在する。前漢の列侯の封号は封地を示す場合がほとんどであるから、封号の変更は封地の変更を意味するが、封地変更の背景の明らかでない事例が大半である。植身智志氏は景帝中元年から景帝後元年における復封・紹封に際しての封地変更について、馬孟竜氏(馬孟竜『西漢侯国地理』上海古籍出版社、二〇一三年一月)を引きつつ、諸侯王国内の列侯国が諸侯王と結びついて反乱を起こすことを防ぐ目的があったと推測している(植身智志「前漢における「諸侯」の復活——復封・紹封の政治的背景——」『中央大学アジア史研究』第四〇号、二〇一六年三月)。

(11) 牧野巽「西漢の封建相統法」『支那家族研究』生活社、一九四四年一月、二月、『牧野巽著作集第一巻 中国家族研究上』御茶の水書房、一九七九年一月。

(12) この記事は文帝後五年(前一五九)に行われた蕭何の孫蕭則による紹封を述べたものである。蕭則の兄蕭遣は文帝後三年の父蕭延の死にもなつて鄭侯を継承したが、自身も翌文帝後四年(前一六〇)に没し、蕭遣に嗣子がなかったことから鄭侯国は除かれた。その後、文帝後五年に蕭則が紹封により鄭侯となった。

(13) 胡陵侯呂祿の紹封については、前掲注(5) 拙稿を参照。
(14) 『漢書』卷三三韓王信伝

上曰、「游擊將軍死事、無論坐者。」乃復封輿弟增爲龍頷侯。

(15) 復封事例においても、紹封の場合と同様に、史料上に「復封」と記されないものも存在する。たとえば、景帝元年(前一五六)に休侯に封建され、景帝三年の呉楚七国の乱に際して国除となり、同年に紅侯に復封された劉富については、史料上では「復封」とは記されない。『史記』卷一九

惠景間侯者年表休劉富案に、

三年、侯富以兄子戎爲楚王反、富與家屬至長安北闕自歸、不能相教、上印綬。詔復王。後以平陸侯爲楚王、更封富爲紅侯。

とあるように、劉富の場合には「更封」と記されている。劉富は呉楚七国の乱に加わった楚王劉戊の叔父であり、劉戊が乱に加わったことにより国除となった。その後、劉戊にしばしば諫言していたことが明らかとなり、紅侯に封建された(『漢書』卷三二六楚元王伝)。

劉富の例も含め、史料上に「復封」と記されておらずとも、国除とされた後に当人が再び列侯に封建された事例は復封と解した。

(16) 芒侯彤跖については『史記』卷一八高祖功臣侯者年表と『漢書』卷一六高惠高后文功臣表とで記載が大きく異なる。前者では彤跖は見えず、彤昭(姓は不明)が高祖六年に封建されて、高祖九年(前一九八)に免侯とされた後、景帝三年に再び張侯に封建されたとする。後者では彤跖が高祖六年に封建され、子の彤昭が芒侯を継承したが、侯彤昭四年に国除となつたとされている。侯彤昭四年は高祖一二年にあたり、『史記』・『漢書』の列侯表が多く免侯年を一年早く記すことからすれば、彤昭は恵帝元年(前一九四)に国除となったと考えられる。その後、彤昭は景帝三年に復封されたと述べている。このように『史記』高祖功臣侯者年表と『漢書』高惠高后文功臣表の間には記載に隔たりが見られる。また『漢書』高惠高后文功臣表は、彤跖の死について後継者不在を示す「亡後」と記しながら、子の彤昭の芒侯継承については「嗣」と記し、嗣子による爵位継承とする。

これらの史料の状況から、彤跖と彤昭の経歴の詳細を明らかにすることは難しい。しかし彤昭の免侯年を『史記』高祖功臣侯者年表が高祖九年とし、『漢書』高惠高后文功臣表が恵帝元年としている点、芒侯彤跖(もしくは彤昭)が高祖系列侯位次の対象とされていない点から、芒侯国が高祖九年から恵帝元年の間に除かれたことは確実である。さらに景帝三年に彤昭が復封されたことについては『史記』高祖功臣侯者年表と『漢書』高惠高后文功臣表とで一致している。よって、芒侯国もしくはこれに連なる列

侯国は高祖九年から恵帝元年の間に除かれ、景帝三年に彤昭が復封されたと解することとする。

また芒侯国の始封者について、『史記』高祖功臣侯者年表は彤跖とし、『漢書』高惠高后文功臣表は彤昭とするが、始封者を秦二世元年(前二〇九)に高祖に従つた功臣とする点では一致している。本稿ではひとまず始封者を彤跖とするが、仮に彤昭を始封者と解しても、芒侯国の始封者が高祖功臣であることは変わらない。

(17) 『史記』卷一八高祖功臣侯者年表

孝景三年、昭以故芒侯將兵從太尉亞夫擊吳楚有功、復侯。

(18) 韓說の経歴は、『史記』卷二〇建元以来侯者年表・卷九三韓王信列伝・卷一一一衛將軍驃騎列伝や『漢書』卷一六高惠高后文功臣表・卷三三韓王信伝に見える。

(19) 公孫賀の経歴は、『史記』卷一〇建元以来侯者年表・卷一一一衛將軍驃騎列伝や『漢書』卷一七景武昭宣元成功臣表・卷六六公孫賀伝に見える。(20) 『史記』卷二二漢興以来將相名臣年表。なお、『史記』漢興以来將相名臣年表文帝三年条には「棘蒲侯陳武爲大將軍、擊濟北。昌侯盧卿・共侯盧罷師・甯侯遼・深澤侯將夜皆爲將軍、屬武祁侯賀、將兵屯滎陽。」(傍点、筆者)と見え、これによれば文帝三年に趙將夜が深沢侯であったがごとくである。

趙將夜については『史記』卷一八高祖功臣侯者年表と『漢書』卷一六高惠高后文功臣表とで記載が異なる。『史記』高祖功臣侯者年表によれば、高祖八年(前一九九)に封じられた後、高后二年に国除となる。その後、高后三年に深沢侯に復封されるが、高后四年に国除とされた。さらに文帝一四年、深沢侯に再び封じられ、文帝後元年(前一六三)に没し、子の趙頭が深沢侯を継承したとする。

これに対して『漢書』高惠高后文功臣表では、高祖八年に封じられ、高后元年に国除となった後、高后二年に深沢侯に封じられ、高后三年に没したとされる。一方、趙頭について「孝文後二年、戴侯頭嗣。」と、趙頭が

文帝後二年に父趙將夜の死にともなうて嗣子として継承したがごく記す。高后三年に趙將夜が没したとする記事と文帝後二年に趙頭が深沢侯を継承したとする記事とは矛盾するから、『漢書』高惠高后文功臣表の記事には誤りや脱漏があると考えられる。本稿では特に問題の見られない『史記』高祖功臣侯者年表に従った。

右のように趙將夜の経歴について『史記』高祖功臣侯者年表と『漢書』高惠高后文功臣表には記載の異同が見られるが、少なくとも文帝三年に趙將夜が深沢侯ではないとする点では一致する。よって、『史記』漢興以来將相名臣年表文帝三年条が趙將夜を深沢侯とするのは誤りと解するべきであらう。

(21) 劉栄廃太子の時期について、『史記』卷一一孝景本紀は景帝七年冬とし、『漢書』卷五景帝紀は同年正月とする。

(22) 『史記』卷五七絳侯周勃世家
景帝廢栗太子、丞相固爭之、不得。景帝由此疏之。而梁孝王每朝、常與太后言條侯之短。

(23) 周亜夫は呉楚七国の乱に際して、呉軍に攻められた梁王劉武の救援の要請を拒絶したため、劉武との間に確執が生じていた(『史記』卷五七絳侯周勃世家)。

(24) 『史記』卷五七絳侯周勃世家「五歳、遷爲丞相、景帝甚重之。」

ところで『史記』絳侯周勃世家は右の記事を周亜夫が劉栄廃太子に反対した記事の前に置いている。この点は『漢書』卷四〇周勃伝附周亜夫伝も同様である。しかし周亜夫の丞相任命について『史記』卷一一孝景本紀は景帝七年二月乙巳とし、『漢書』卷五景帝紀は同年二月とする。また『史記』卷二漢興以来將相名臣年表と『漢書』卷一九下百官公卿表下は景帝七年六月乙巳とする。景帝七年二月と六月の双方に乙巳が存在するから、いずれとも決しがたいが、少なくとも周亜夫の丞相任命は同年の冬もしくは正月に行われた劉栄廃太子の後のことと考えられる。

(25) 『史記』卷五七絳侯周勃世家

竇太后曰、「皇后兄王信可侯也。」景帝讓曰、「始南皮・章武侯先帝不侯、及臣即位乃侯之。信未得封也。」竇太后曰、「人主各以時行耳。自竇長君在時、竟不得侯、死後乃其子彭祖顧得侯。吾甚恨之。帝趣侯信也。」景帝曰、「請得與丞相議之。」丞相議之、亞夫曰、「高皇帝約『非劉氏不得王、非有功不得侯。不如約、天下共擊之』。今信雖皇后兄、無功、侯之、非約也。」景帝默然而止。

(26) 白馬の盟については、栗原明信『封爵の誓』についての小研究「秦漢史の研究」吉川弘文館、一九六〇年五月(初出「封爵の誓について」『社会経済史学』第一七卷第六号、一九五一年二月)や前掲注二李書、榑身智志「漢初における郡国制の形成と展開——諸侯王の性質変化をめぐって——」(『古代文化』第六十二巻第一号、二〇一〇年六月、のち前掲注(2)榑身書所収)などを参照。

(27) 『史記』卷五七絳侯周勃世家
其後匈奴王唯徐盧等五人降、景帝欲侯之以勸後。丞相亞夫曰、「彼背其主降陛下、陛下侯之、則何以責人臣不守節者乎。」景帝曰、「丞相議不可用。」乃悉封唯徐盧等爲列侯。亞夫因謝病。景帝中三年、以病免相。

(28) 『漢書』卷一七景武昭宣元成功臣表序
故至孝景始欲侯降者、丞相周亞夫守約而爭。

(29) 榑身智志「秦・漢代の「卿」——二十等爵制の變遷と官吏登用制度の展開——」『東方学』第一一六輯、二〇〇八年七月、のち同「漢代二十等爵制の研究」(早稲田大学出版部、二〇一四年一月)所収。

(30) 平泉侯劉它については『史記』卷一八高祖功臣侯者年表平泉侯劉它条に「項它、漢六年以碭郡長初從、賜姓爲劉氏、功比戴侯彭祖、五百八十戸。」と見え、新陽侯呂青については同新陽侯呂青条に「以漢五年用左令尹初從、功比堂邑侯、千戸。」と見える。

(31) 『漢書』卷一七景武昭宣元成功臣表序「帝黜其議、初開封賞之科。」
(32) 前掲注(11)牧野論文。

(33) 前掲注(10) 楯身論文。

(34) 前掲注(2) 李書。

(35) 『史記』・『漢書』の列侯表によれば、劉宋廢太子が行われた景帝七年から周亜夫が獄死した景帝後元年には、諸侯王に封建されたことにより国除となった例を除いて、

景帝七年 一件
 景帝中元年 四件
 景帝中二年 六件
 景帝中三年 四件
 景帝中四年 四件
 景帝中五年 二件
 景帝中六年 七件
 景帝後元年 四件

と計三件の国除が行われている。

(36) 『史記』卷九九叔孫通列伝

功臣列侯諸將軍軍吏以次陳西方、東鄉、文官丞相以下陳東方、西鄉。

(37) 『史記』卷五三蕭相国世家

漢五年、既殺項羽、定天下、論功行封。羣臣爭功、歲餘功不決。高祖以蕭何功最盛、封爲鄼侯、所食邑多。功臣皆曰、「臣等身被堅執銳、多者百餘戰、少者數十合、攻城略地、大小各有差。今蕭何未嘗有汗馬之勞、徒持文墨議論、不戰、顧反居臣等上、何也。」高帝曰、「諸君知獵乎。」曰、「知之。」「知獵狗乎。」曰、「知之。」高帝曰、「夫獵、追殺獸免者狗也、而發蹤指示獸處者人也。今諸君徒能得走獸耳、功狗也。至如蕭何、發蹤指示、功人也。且諸君獨以身隨我、多者兩三人。今蕭何舉宗數十人皆隨我、功不可忘也。」羣臣皆莫敢言。列侯畢已受封、及奏位次、皆曰、「平陽侯曹參身被七十創、攻城略地、功最多、宜第一。」上已憐功臣、多封蕭何、至位次未有以復難之、然心欲何第一。關内侯鄂君進曰、「羣臣議皆誤。夫曹參雖

有野戰略地之功、此特一時之事。夫上與楚相距五歲、常失軍亡衆、逃身遁者數矣。然蕭何常從關中遣軍補其處、非上所詔令召、而數萬衆會上之乏絕者數矣。夫漢與楚相守榮陽數年、軍無見糧、蕭何轉漕關中、給食不乏。陛下雖數亡山東、蕭何常關中以待陛下、此萬世之功也。今雖亡曹參等百數、何缺於漢。漢得之不以待以全。奈何欲以一旦之功而加萬世之功哉。蕭何第一、曹參次之。」高祖曰、「善。」於是乃令蕭何第一、賜帶劍履上殿、入朝不趨。

(38) 表四には高祖系列侯だけでなく、同時に將軍に任命された高祖系列侯ではない人物も挙げています。

(39) 上將軍樊噲や大將軍劉沢が太尉に代わる軍事の最高職として任命されたことは、前掲注(2) 郭書に指摘がある。

(40) 『史記』卷九呂太后本紀太史公曰

孝惠皇帝・高后之時、黎民離離戰國之苦、君臣俱欲休息乎無爲、故惠帝垂拱、高后女主稱制、政不出房戶、天下晏然。刑罰罕用、罪人是希。民務稼穡、衣食滋殖。

(41) 前掲注(2) 李書。

(42) 大庭脩「前漢の將軍」『東洋史研究』第二六卷第四号、一九六八年三月、のち同『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年二月) 所収。

(43) 吳楚七国の乱に際しては反乱に与した列侯が複数見られるが、そのうち高祖系列侯は魏其侯周勃・台侯載才・辟陽侯審平・昌侯盧通・下相侯冷慎・高陵侯王行・紀信侯陳陽の七名を挙げることができる。

(44) 前掲注(42) 大庭論文。

(45) 吳楚七国の乱における功績によって封侯されたのは、郿侯樂布・建陵侯衛綰・建平侯程嘉・平曲侯公孫昆邪・江陽侯蘇嘉・遼侯某横・新市侯王康・高陵侯趙周・山陽侯張当居・塞侯直不疑の一〇名である。このうち遼侯某横から山陽侯張当居までの四名は、父が反乱に加わった諸国に任せ、反乱に与しなかったために、その王によって殺害された者たちである。彼らは父が反乱に与しなかったことを評価されて封建された。一方で郿侯樂

布は高祖期から仕えた老將であり、高祖功臣に数えることもできるが、高祖に仕えたのは高祖十一年（前一九六）の梁王彭越謀反後と遅い。『史記』卷一〇〇樂布列伝。他の五名は呉楚七国の乱平定に従軍して功績を挙げた人物であり、高祖功臣と見なすべき点は史料に見られない。

(46) 池田雄一「前漢時代における西北経管と匈奴対策」『中央大学文学部紀要』第一一六号、一九八五年三月、のち同『中国古代の聚落と地方行政』（汲古書院、二〇〇二年五月）所収。

(47) 『史記』卷三〇平準書

齊相卜式上書曰、「臣聞主憂臣辱。南越反、臣願父子與齊習船者往死之。」天子下詔曰、「卜式雖躬耕牧、不以爲利、有餘輒助縣官之用。

今天下不幸有急、而式奮願父子死之、雖未戰、可謂義形於内。賜爵關内侯、金六十斤、田十頃。」布告天下、天下莫應。列侯以百數、皆莫求從軍擊羌・越。至酎、少府省金、而列侯坐酎金失侯者百餘人。

(48) 榑身智志「漢初高祖功臣位次考——前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移——」『東洋学報』第九〇号第四卷、二〇〇九年三月、のち同『漢代二十等爵制の研究』（早稲田大学出版部、二〇一四年二月）・同『前漢国家構造の研究』（早稲田大学出版部、二〇一六年三月）所収。

(49) 『漢書』卷六武帝紀によれば、南越は元鼎五年四月に反し、酎金律による多数の列侯の国除が行われたのは同年九月である。

(50) 匈奴降者のほか、周亜夫が同様に白馬の盟を挙げて封侯に反対した王信も景帝中五年五月に蓋侯に封建された（『史記』卷一九惠景間侯者年表・『漢書』卷一八外戚恩沢侯表）。

(51) 前掲注（5）拙稿。

(52) 『史記』卷九六張丞相列伝

自申屠嘉死之後、景帝時開封侯陶青・桃侯劉舍爲丞相。及今上時、柏至侯許昌・平棘侯薛澤・武彊侯莊青翟・高陵侯趙周等爲丞相。皆以列侯繼嗣、妮妮廉謹、爲丞相備員而已、無所能發明功名有著於當

世者。

〔付記〕

本稿はJSPS科研費一六六一六九二五の助成を受けたものである。